

## 府中市新総合体育館基本構想検討協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）第2条第2項の規定に基づき、府中市新総合体育館基本構想検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、府中市教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 新総合体育館基本構想の案に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、府中市教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、府中市教育委員会が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 4人以内
- (2) 特定非営利活動法人府中市体育協会の推薦する者 1人
- (3) 府中市スポーツ推進委員会の推薦する者 1人
- (4) 地域体育館運営協議会の構成員 1人
- (5) 府中市自治会連合会の構成員 1人
- (6) 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会の構成員 1人
- (7) 市内のトップチーム関係者 1人
- (8) 公募による市民 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員に任期は、前条の規定による委嘱のあった日から令和7年9月30日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、第4条に規定する委員の任期が満了する日限り、その効力を失う。